第６１８２号　令和８年１１月１１日

北九州市公報

発　行　所
北九州市小倉北区城内１番１号
北　九　州　市　役　所

目　　次

◇ 公　　告　　ページ

○ 一般競争入札による市有財産の貸付け【財政・変革局アセットマネジメント推進室】　２
○ 一般競争入札による市有財産の売払い【財政・変革局アセットマネジメント推進室】　６
○ 制限付一般競争入札による市有財産の売払い【財政・変革局アセットマネジメント推進室】　１０
○ 特定調達契約の相手方の決定【会計室】　１４

北九州市公告第７９３号

市有財産を一般競争入札により貸し付けるので、北九州市契約規則（昭和３９年北九州市規則第２５号。以下「契約規則」という。）第４条第１項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１１月１１日

北九州市長　武　内　和　久

１　貸し付ける物件

（１）　所在地　　門司区大字伊川１６１７番

（２）　公簿地目　　宅地

（３）　貸付面積　　５，３４４．５５平方メートル

（４）　最低貸付料（年額）　５６８，０００円

２　契約条項を示す場所及び期間

（１）　場所

北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市財政・変革局アセットマネジメント推進室（財産活用推進担当）

（２）　期間

この公告の日から令和９年２月１９日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前８時３０分から午後５時１５分まで

３　入札条件を示す場所及び期間

（１）　場所

北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市財政・変革局アセットマネジメント推進室（財産活用推進担当）

（２）　期間

この公告の日から令和９年１月１８日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前８時３０分から午後５時１５分まで

４　入札に参加するための要件

（１）　あらかじめ入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

（２）　入札参加申込みは、所定の様式に下記資料を添付し、持参することにより行わなければならない。

ア　法人の場合

（ア）　役員一覧
（イ）　会社等の定款
（ウ）　会社等の概要
（エ）　登記事項証明書（履歴事項全部証明書で発行後３月以内のものに限る。）
（オ）　印鑑証明書（発行後３月以内のものに限る。）
（カ）　法人税及び消費税（地方消費税を含む。）の納税証明書（発行後３月以内のものに限る。）
（キ）　法人市民税、固定資産税及び都市計画税の過去３年分の納税証明書（発行後３月以内のもので本店等の所在地に係るものに限る。）
（ク）　土地利用提案書
（ケ）　事業実績に関する調書

イ　個人の場合
（ア）　印鑑証明書（発行後３月以内のものに限る。）
（イ）　住民票の写し（発行後３月以内のものに限る。）
（ウ）　市町村民税、固定資産税及び都市計画税の過去３年分の納税証明書（発行後３月以内のもので所在地に係るものに限る。）
（エ）　土地利用提案書
（オ）　事業実績に関する調書

５　入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

（１）　場所

北九州市小倉北区城内１番１号
北九州市財政・変革局アセットマネジメント推進室（財産活用推進担当）

（２）　期間

令和９年１月１３日から同月１８日まで（日曜日等を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

６　入札及び開札の日時及び場所

（１）　入札日時　　令和９年２月１９日　午前１０時
（２）　開札日時　　入札締切り後直ちに行う。
（３）　入札及び開札の場所

北九州市小倉北区城内１番１号
北九州市庁舎地下２階第２入札室

７　入札保証金

（１）　貸付料（年額）の６月分以上

（２）　落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、北九州市に帰属する。

８　入札に参加することができる者の資格

（１）　個人及び法人とする。

（２）　土地利用に関する事業の実施に必要な知識、技術的能力、実績等を有し、指定期日までに貸付料の支払いが可能であること。

（３）　次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

ア　北九州市が行う市有地売払又は貸付に関し、下記の事実があった後２年を経過していない者

（ア）　入札を取り消されたことがある者

（イ）　落札者として資格を取り消されたことがある者

（ウ）　先着順売払いの申込みを取り消されたことがある者

（エ）　正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

イ　入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

ウ　法人税又は消費税（地方消費税を含む）の滞納がある者

エ　過去３年間に市町村民税、固定資産税又は都市計画税の滞納がある者

オ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

（ア）　入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

（イ）　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（ウ）　法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

（エ）　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

（オ）　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（カ）　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（キ）　暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

（ク）　（ア）から（キ）までに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

カ　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条第１項に規定する観察処分を受けている団体及びその役職員又は構成員

キ　契約規則第２条の規定に該当する者

９　入札の無効

契約規則第１２条各号のいずれかに該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

１０　入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

１１　入札等に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市財政・変革局アセットマネジメント推進室（財産活用推進担当）

電話　０９３－５８２－２００７

北九州市公告第７９４号

中小規模の市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和３９年北九州市規則第２５号。以下「契約規則」という。）第４条第１項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１１月１１日

北九州市長　武　内　和　久

１　売り払う物件

別表のとおり

２　契約条項を示す場所及び期間

（１）　場所

北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市財政・変革局アセットマネジメント推進室（財産活用推進担当）

（２）　期間

この公告の日から令和９年２月１８日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前８時３０分から午後５時１５分まで

３　入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間

（１）　場所

北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市財政・変革局アセットマネジメント推進室（財産活用推進担当）

（２）　期間

この公告の日から令和９年１月１８日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前８時３０分から午後５時１５分まで

４　入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

（１）　場所

北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市財政・変革局アセットマネジメント推進室（財産活用推進担当）

（２）　期間

令和９年１月１３日から同月１８日まで（日曜日等を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

５　入札及び開札の日時及び場所

（１）　入札日時

別表のとおり

（２）　開札日時

入札締切り後直ちに行う。

（３）　入札及び開札の場所

北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市庁舎地下２階第２入札室

６　入札保証金

（１）　１物件につき５万円とする。

（２）　落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、北九州市に帰属する。

７　入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

（１）　北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後２年を経過していない者

ア　入札を取り消されたことがある者

イ　落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ　先着順売払いの申込みを取り消されたことがある者

エ　正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

（２）　入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

（３）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア　入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

ウ　法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

ク　アからキまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

（４）　契約規則第２条の規定に該当する者

８　入札の無効

契約規則第１２条各号のいずれかに該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

９　入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

１０　入札等に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市財政・変革局アセットマネジメント推進室（財産活用推進担当）

電話　０９３－５８２－２００７

別表

物件番号	売り払う物件				入札日時
	所在地	公簿地目	実測面積（㎡）	最低売却価格（円）	
24	小倉南区上石田一丁目８７６番１	雑種地	185.24	8,430,000	令和９年２月１６日（火）午前１０時
26	小倉南区中曽根五丁目１０３８番２７	宅地	92.05	2,540,000	令和９年２月１７日（水）午前１０時
27	八幡西区西鳴水二丁目５５番３ほか１筆	宅地	1,954.80	91,880,000	令和９年２月１７日（水）午前１１時
28	若松区浜町二丁目３５６番１	宅地	146.35	4,820,000	令和９年２月１８日（木）午前１０時
29	若松区二島五丁目１６番１０１ほか１筆（建物	宅地	2,001.69	70,660,000	令和９年２月１８日（木）午前１１時

	解体条件付）				

北九州市公告第７９５号

中小規模の市有財産を制限付一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和３９年北九州市規則第２５号。以下「契約規則」という。）第４条第１項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１１月１１日

北九州市長　武　内　和　久

１　売り払う物件

（１）物件番号２５

ア　所在地　小倉南区北方二丁目９０５番１２

イ　公簿地目　宅地

ウ　実測面積　１，３３９．８８平方メートル

エ　最低売却価格　６，７２７万円

２　契約条項を示す場所及び期間

（１）　場所

北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市財政・変革局アセットマネジメント推進室（財産活用推進担当）

（２）　期間

この公告の日から令和９年２月１６日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前８時３０分から午後５時１５分まで

３　入札条件を示す場所及び期間

（１）　場所

北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市財政・変革局アセットマネジメント推進室（財産活用推進担当）

（２）　期間

公告日から令和９年１月１８日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前８時３０分から午後５時１５分まで

４　入札に参加するための要件

（１）　あらかじめ入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

（２）　入札参加申込みは、所定の様式に下記資料を添付し、持参することにより行わなければならない。

ア　法人の場合

（ア）役員一覧

（イ）会社等の定款

（ウ）会社等の概要

（エ）登記事項証明書（履歴事項全部証明書で発行後３月以内のものに限る。）

（オ）法人税及び消費税（地方消費税を含む。）の納税証明書（発行後３月以内のものに限る。）

（カ）法人市民税、固定資産税及び都市計画税の過去３年分の納税証明書（発行後３月以内のもので本店等の所在地に係るものに限る。）

（キ）土地利用提案書

（ク）事業実績に関する調書

イ　個人の場合

（ア）住民票の写し（発行後３月以内のものに限る。）

（イ）市町村民税、固定資産税及び都市計画税の過去３年分の納税証明書（発行後３月以内のものに限る。）

（ウ）土地利用提案書

（エ）事業実績に関する調書

5　入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

（１）　場所

北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市財政・変革局アセットマネジメント推進室（財産活用推進担当）

（２）　期間

令和９年１月１３日から同月１８日まで（日曜日等を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

6　入札及び開札の日時及び場所

（１）　入札日時　令和９年２月１６日　午前１１時

（２）　開札日時　入札締切り後直ちに行う。

（３）　入札及び開札の場所

北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市庁舎地下２階第２入札室

7　入札保証金

（１）　５万円とする。

（２）　落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、北九州市に帰属

する。

8　入札に参加することができる者の資格

（１）　土地利用に関する事業の実施に必要な知識、技術的能力、実績等を有し、指定期日までに売買代金の支払が可能であること。

（２）　次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

ア　北九州市が行う市有地売払に関し、下記の事実があった後２年を経過していない者

（ア）　入札を取り消された者

（イ）　落札者として資格を取り消された者

（ウ）　先着順売払いの申込みを取り消された者

（エ）　正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

イ　入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

（ア）　入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

（イ）　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（ウ）　法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

（エ）　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

（オ）　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（カ）　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（キ）　暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

（ク）　（ア）から（キ）までに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

エ　法人税又は消費税（地方消費税を含む。）の滞納がある者

オ　過去３年間に（法人）市町村民税、固定資産税又は都市計画税の滞納がある者

カ　契約規則第２条の規定に該当する者

９　入札の無効

契約規則第１２条各号のいずれかに該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

１０　入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は補償の責めを負わない。

１１　入札に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市財政・変革局アセットマネジメント推進室（財産活用推進担当）

電話　０９３－５８２－２００７

北九州市公告第７９６号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号。以下「政令」という。）第４条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年北九州市規則第７８号）第１２条第１項の規定により次のとおり公告する。

令和８年１１月１１日

北九州市長　武　内　和　久

１　特定役務の名称及び数量

北九州市財務会計システム運用保守業務委託　一式

２　この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市会計室

北九州市小倉北区城内１番１号

３　契約の相手方を決定した日

令和８年８月３１日

４　契約の相手方の名称及び住所

富士通Ｊａｐａｎ・ＦＬＣＳ北九州市財務会計システムのバージョンアップ及び保守共同企業体

福岡県福岡市博多区東比恵一丁目５番１３号

５　契約金額

４億７，３９５万７，０００円

６　契約の相手方を決定した手続

随意契約

７　随意契約の理由

政令第１１条第１項第２号に該当するため